

貴州省の政府間財政関係に関する分析

—鎮寧県を事例に—

張 忠 任
陳 霽
孫 萌

はじめに

1. 貴州省、安順市および鎮寧県の経済・財政の概況
2. 貴州省内における財政体制の変遷
3. 鎮寧県財政体制の問題点

おわりに

はじめに

近年、中国における省以下の政府間財政関係（Intergovernmental Fiscal Relations）では、大きな改革としては、図1（a）に示した「市管県」財政体制（市財政が管轄県の財政を管理すること）から図1（b）に見る「省管県」体制（省財政が市財政を経ずに、県の財政を直接に管理すること）への移行がある¹⁾。

2003年には、湖北省より従来の「市管県」体制から「省管県」体制への移行改革が開始され、そして2009年に財政部の公文書により少数民族地域以外、2012年末までに「省管県」体制は全国で普及しなければならないとされた。しかし、貴州省では、2009年には31の県（市・区）だけに対して「省管県」体制を実施し、それが貴州省所管の88県（市・区）の中で35%しか占めていない。その後、2013年までにさらなる動きが見られなかった。2012年末の期限を過ぎて、2013年より続いて省管県改革を42の県（市・区）まで拡大しても、それが貴州省所管県全数の半分未満であった。

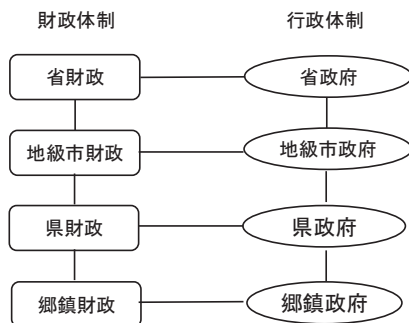


図1(a) 「市管県」財政体制と行政体制
出所：筆者作成。

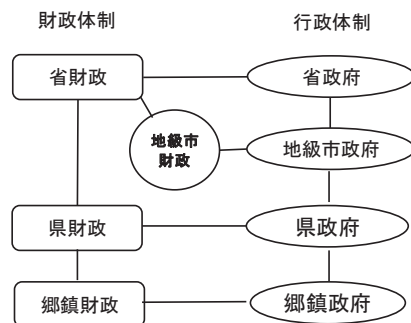


図1(b) 「省管県」財政体制と行政体制

一般的には、貧しい県にとっては、「省管県」体制の下で、財政力が十分に確保できるメリットがある。財政力が弱い地級市にとっては、市の財政を用いて県の財政力を保証することが困難であるので、「省管県」改革を歓迎するはずである。また、地級市にとっては、財政力が弱い県の財政を省に委譲することも市の負担減を意味すると思われる²⁾。

しかし、鎮寧県の現状を考察すると、「省管県」体制の施行は必ずしも県財政を強めることにならないことも見られる。なぜだろうか。

本稿は、貴州省、安順市および鎮寧県の経済・財政の概況を考察した上で、それぞれの財政体制の変遷を検討し、貴州省の安順市に所管する鎮寧県を事例に「省管県」体制の実態を分析する。

1. 貴州省、安順市および鎮寧県の経済・財政の概況

中国では、貴州省は最も貧しい省として評価されている。

貴州省は、図2に見るとおり、中国の南西部に位置し、北に四川省と重慶市、東に湖南省、南に広西チワン族自治区、西に雲南省と接して、6地級市（貴陽市＝省都、畢節市、遵義市、銅仁市、六盤水市、安順市）、3自治州（黔西南ブイ族ミャオ族自治州、黔南ブイ族ミャオ族自治州、黔东南ミャオ族トン族自治州）が設置されている。2013年末の総人口は3,475万人で、少数民族が37.9%を占める。最大の少数民族はミャオ族で、ブイ族、トン族、トゥチャ族、スイ族などがこれに続く。中国全体の中でも少数民族が比較的多い地区

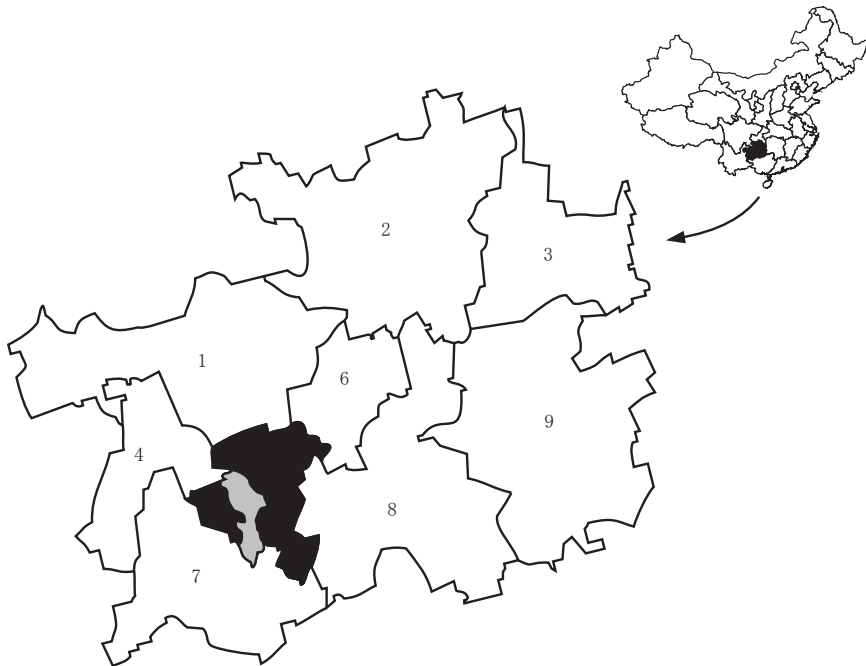


図2 貴州省、安順市および鎮寧県の位置

出典：筆者作成。

説明：1 畢節市、2 遵義市、3 銅仁市、4 六盤水市、5 安順市、6 貴陽市、7 黔西南ブイ族ミャオ族自治州、8 黔南ブイ族ミャオ族自治州、9 黔东南ミャオ族トン族自治州。鎮寧県。

である。貴州省の面積は約176,000km²で、中国国土面積の1.77%を占める。省面積の55.5%が少数民族自治区域である³⁾。

貴州省内には水力発電資源や石炭、ボーキサイトなどの鉱物資源が豊富に存在し、2000年から始まった西部大開発によって道路や空港の建設、「西電東送」というプロジェクトとして広東省に電力を供給する送電線の建設工事などによって加速してきている。

表1に見るとおり、貴州省は2008年より高い成長率を維持してきており、2014年には、貴州省GDPは9,266.39億元になり、中国全体の実質成長率は7.3%に低下しても、貴州省のそれが10.8%に達した。そして、1人当たりGDPは26,437元であった⁴⁾。また、貴州省統計局『2015年貴州省国民経済和社会発展統計公報』によると、2015年の貴州省GDPは10,502.56億元であり、中国全体の実質成長率はさらに6.9%に下がりながらも、貴州省のそれが10.7%を堅持したため、好調だと評価できる。なお、中国のGDP総額における貴州省のシェアは2010年の1.13%から2015年の1.55%に上がった。

財政については、表2に示したように、2014年には、貴州省の財政総収入が2,132.16億元であり、2013年度決算額（以下同様）に比べ、213.92億元増で、13.3%の伸び率を示した。そのうち、一般公共予算収入は、1,366.42億元であり、予期目標を実現し、160.01億元増で、14.9%伸びた。また、税収収入が1,026.45億元であり、186.79億元増で、増加率22.3%となる。非税収入が339.97億元であるが、昨年より26.7億元減少した。なお、中央からの財政移転金が2137.41億元、財政部が代理で発行する地方政府債権による収入が112億元、予算安定化基金からの組入れ金が105.96億元、調達資金が11.12億元であり、総収入は3,732.92億元となった。

以上のデータを分析すると、とくに2014年には、貴州省の一般公共予算収入の対GDP比は14.75%しかなく、全国平均の22.1%よりかなり低く、財政力の弱さを示していることが分かる。

速報値によると、2015年には、貴州省の財政総収入が2,294.25億元になり、7.7%伸びた。そのうち、一般公共予算収入は、1,503.35億元であり、10.0%の伸び率を見せている。税収額は1,125.96億元で、昨年よりも9.7%伸びている。税収の中で、営業税の急増は目立って、年平均23.6%の伸び率を見せている。非税収入が377.4億元に達して、年平均23.0%の伸び率を示している。よって、貴州省の一般公共予算収入の対GDP比は14.31%になり、前年よりや

表1 貴州省の経済概況（2008～2015）

	省内総生産 (億元)	第1次産業 (億元)	第2次産業 (億元)	第3次産業 (億元)	1人当たり 省内総生産 (元)	実質成長率 %
2008	3,561.6	539.2	1,370.0	1,652.3	9,855	11.3
2009	3,912.7	550.3	1,476.6	1,885.8	10,971	11.4
2010	4,602.2	625.0	1,800.1	2,177.1	13,119	12.8
2011	5,701.8	726.2	2,194.3	2,781.3	16,413	15.0
2012	6,852.2	891.9	2,677.5	3,282.8	19,710	13.6
2013	8,006.8	1,029.1	3,243.7	3,734.0	23,151	12.5
2014	9,266.4	1,280.5	3,857.4	4,128.5	26,437	10.8
2015	10,502.6	1,640.6	4,146.9	4,715.0	29,847	10.7

出所：『貴州統計年鑑』および貴州省統計局『2015年貴州省国民経済和社会発展統計公報』により引用。

表2 貴州省の財政概況（2008～2015）

（単位：億元）	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
財政総収入	674.6	779.6	969.6	1,330.0	1,644.5	1,918.2	2,130.9	2,294.3
#公共財政収入	349.6	416.5	533.7	773.1	1,014.1	1,206.4	1,366.7	1,503.4
増値税	55.1	57.5	66.0	76.4	85.7	96.1	117.0	120.4
営業税	80.3	104.3	136.7	181.7	241.5	300.8	344.5	353.1
企業所得税	35.7	42.3	51.1	70.7	86.5	103.2	123.8	127.3
個人所得税	18.4	21.3	27.4	33.2	32.3	34.7	32.5	33.3
資源税	5.3	8.5	11.0	12.0	12.7	15.3	na	na
都市維持建設税	22.1	24.5	29.2	37.8	45.8	53.7	57.6	59.8
住宅税	6.3	7.4	8.4	9.7	11.6	17.1	na	na
契約税	7.9	8.7	14.0	23.9	33.0	41.4	66.9	73.4
土地増値税	3.7	5.8	12.0	13.8	19.1	29.4	na	na
国有資本経営収入	4.3	6.0	4.9	6.4	7.2	11.0	12.9	15.8
罰金収入	12.7	14.2	16.7	23.5	25.1	31.1	na	na
行政事業性手数料収入	19.8	19.1	30.1	46.0	65.7	76.7	na	na
専項収入	40.6	46.6	59.1	85.9	84.8	73.8	na	na
#非税収入	88.8	104.8	138.3	255.3	332.4	366.7	340.0	377.4
中央からの財政移転金	699.6	915.2	1,052.8	1,508.9	1,677.9	1,838.3	2,137.4	2,346.2

出所：『貴州統計年鑑』および貴州省統計局『2015年貴州省国民経済和社会発展統計公報』により整理・引用。2014年と2015年のデータは速報値である。

や低そうに見られるが、全国平均は22.5%に上がったので、貴州省の財政力がさらに低下したと思われる（表2参照）。

省本級の一般公共予算の執行状況については、2014年には、省本級一般公共予算収入は39.08億元増の250.07億元で、予算の105.5%を達成し、18.5%伸びた。そのうち、税収入が28.71億元増の189.93億元で、予算の103.2%を達成し、17.8%伸びた。非税収入が10.37億元増の60.14億元で、予算の113.7%を達成し、20.8%伸びた。そのほか、とくに政府間財政関係については、中央からの財政移転金が2137.41億元、下級政府による上納収入が22.39億元であった。省本級一般公共予算支出は223.09億元増の872.71億元で、34.3%伸びた。そのほか、とくに政府間財政関係については、省が下級政府への補助支出が1,594.58億元、中央政府への上納支出が23.47億元であった。速報値によると、2015年には、省本級一般公共予算収入は274.55億元で、9.7%伸びた。そのうち、税収入が194.83億元で、2.4%しか伸びていない。非税収入が79.72で、32.6%の伸びを高く示している。政府間財政関係については、中央からの財政移転金が2,346.2億元（昨年より15.2%増）、下級政府による上納収入が59.54億元（昨年より倍増）であった。省本級一般公共予算支出は860.5億元で、昨年より1.6%減少した。政府間財政関係については、省から下級政府への補助支出が1,914.12億元（20.0%増）、中央政府への上納支出が4.14億元に急減した。要するに、2015年には、減速の深刻化の影響で、貴州省財政においても、税収の伸びが緩慢に見え、非税収入が急増することが見られる。政府間財政交錯関係では、中央から貴州省への財政移転金も、貴州省から省内の下級政府への補助支出も増加した。また、下級政府による上納収入が倍増したのに対して、中央政府への上納支出が4.14億元に急減したことも目立つ（表3参照）。

表3 貴州省本級の公共予算における主要収支項目（億元）

	2014年	2015年
省本級公共予算収入	250.1	274.6
税収	189.9	194.8
非税収入	60.1	79.7
中央からの財政移転金	2,137.4	2,346.2
下級政府による上納収入	22.4	59.5
省本級一般公共予算支出	872.7	860.5
中央政府への上納支出	23.5	4.1
下級政府への補助支出	1,594.6	1,914.1

出典：『貴州省2014年予算執行状況および2015年予算草案の報告』と『貴州省2015年予算執行状況および2016年予算草案の報告』により作成。

日本の特別会計に相当する政府性基金⁵⁾については、2014年には、省全体の収入は、172.66億元減の838.42億元であり、予算より170.47億元減少したという。それに、中央からの補助が45.95億元で、前年度繰越金の161.2億元を計上すると、総収入は1,045.57億元となった。政府性基金支出は184.55億元減の843.77億元で、17.9%減った（その要因は、国有土地使用権の譲渡収入の減少に伴い、その支出も減少したという）。組入れ金支出の5億元を計上すると、政府性基金総支出は848.77億元となった。速報値によると、2015年には省全体の政府性基金収入は661.86億元で、21.1%減少したという。中央からの補助が50.45億元で、総収入は915.71億元であった。政府性基金支出は651.66億元で、22.7%減少した。政府性基金では収支ともに減少する要因としては、国有土地使用権の譲渡収入減のほか、政府性基金の11項を一般公共予算に新たに組み入れたことも影響がある。

2014年には、省本級の政府性基金収入は52.71億元で、昨年より30.4%下落した。その要因は、石炭価格調整による収入減が6.27億元、および国有土地譲渡収入減が17.4億元であったという。中央からの補助は45.95億元などを入れると、総収入は146.39億元となる。一方、省本級の政府性基金総支出は7.23億元減の97.2億元であり、6.9%減った。速報値によると、2015年には、省本級の政府性基金収入は31.6億元で、40.9%急減した。その要因は、おもに国有土地譲渡収入と新增加建設用地土地有用収入の減少によることで、政府性基金の11項を一般公共予算に新たに組み入れたことも影響があるという。

安順市は、図2に見るとおり、貴州省の中部に位置し、畢節市、貴陽市、黔南プイ族ミャオ族自治州、黔西南プイ族ミャオ族自治州、六盤水市に接する。安順市の人口は230.81万人で、面積は9253.06km²で、2市轄区（西秀区・平壩区）、1県（普定県）・3自治県（鎮寧プイ族ミャオ族自治州・紫雲ミャオ族プイ族自治州・関嶺プイ族ミャオ族自治州）を管轄する。

2014年には、安順市における市内総生産総額は520.06億元（14.8%増）であり、1人当たりGDPは22,569元（14.2%増）である。速報値によると、2015年には、その市内総生産総額は625.41億元であり、13.6%の伸びを示している。また、その1人当たりGDPは27,065元（13.3%増）となる。中国経済全体が減速している中、安順市の成長率が貴州省をも越え、

高い潜在力を示している。

2014年には、安順市の公共財政予算収入は584,796万元（24.72%増）で、支出は、1,726,696万元（13.94%増）である。政府性基金予算収入は、387,699万元（4.6%減）で、支出は380,945万元（13.27%減）であった。速報値によると、2015年には、安順市の公共財政予算収入は698,636万元（19.47%増）で、支出は、1,952,506万元（12.98%増）である。政府性基金予算収入は、379,065万元（2.23%減）で、支出は328,156万元（13.84%減）であった（表4参照）。

2014年には、安順市の本級公共財政予算収入は112,844万元で、18.31%伸び、支出は235,694万元で、7.11%伸びた。基金予算収入は、106,952万元で、48.02%伸び（その主な原因は、旧市街の改造と新市街の建設に大々的に乗り出したため、土地使用権の譲渡収入が増加したという）、支出は88,888万元で、54.32%伸びた。市本級財政収入の主な項目の完成状況については、とくに地方税収入は80,426万元で、17.4%伸びたことが評価できる。速報値によると、2015年には、安順市の本級公共財政予算収入は125,849万元で、11.52%伸び、支出は262,348万元で、11.31%伸びた。政府性基金予算収入は、70,216万元で、34.35%急減し（土地譲渡収入の急減は原因となる）、支出は73,939万元で、16.82%下落した（表5参照）。

鎮寧県（全称：鎮寧ブイ族ミャオ族自治県）は、図2に見るとおり、貴州省南西部に位置し、安順市に所属する県の一つである。

鎮寧県は、7鎮（城関鎮、丁旗鎮、江竜鎮、大山鎮、馬廠鎮、六馬鎮、良田鎮）⁶⁾、8郷（扁担山郷、募役郷、沙子郷、朶卜隴郷、革利郷、本寨郷、簡嘎郷、打幫郷）を管轄する。

表4 安順市における公共予算と政府性基金予算収支（万元）

	2014年	2015年
公共予算収入	584,796	698,636
公共予算支出	1,726,696	1,952,506
政府性基金予算収入	387,699	379,065
政府性基金予算支出	380,945	328,156

出典：『安順市2014年全市和市級財政予算執行状況および2015年全市和市級財政予算草案報告』、『安順市2015年全市和市級財政予算執行状況および2016年全市和市級財政予算草案報告』により作成。

表5 安順市本級の公共予算と政府性基金予算収支（万元）

	2014年	2015年
市本級公共予算収入	112,844	125,849
税収	80,426	90,387
市本級一般公共予算支出	235,694	262,348
上級政府への上納支出	138	2,554
下級政府への補助支出	18,650	35,824
政府性基金予算収入	106,952	70,216
政府性基金予算支出	88,888	73,939

出典：表4と同じ。

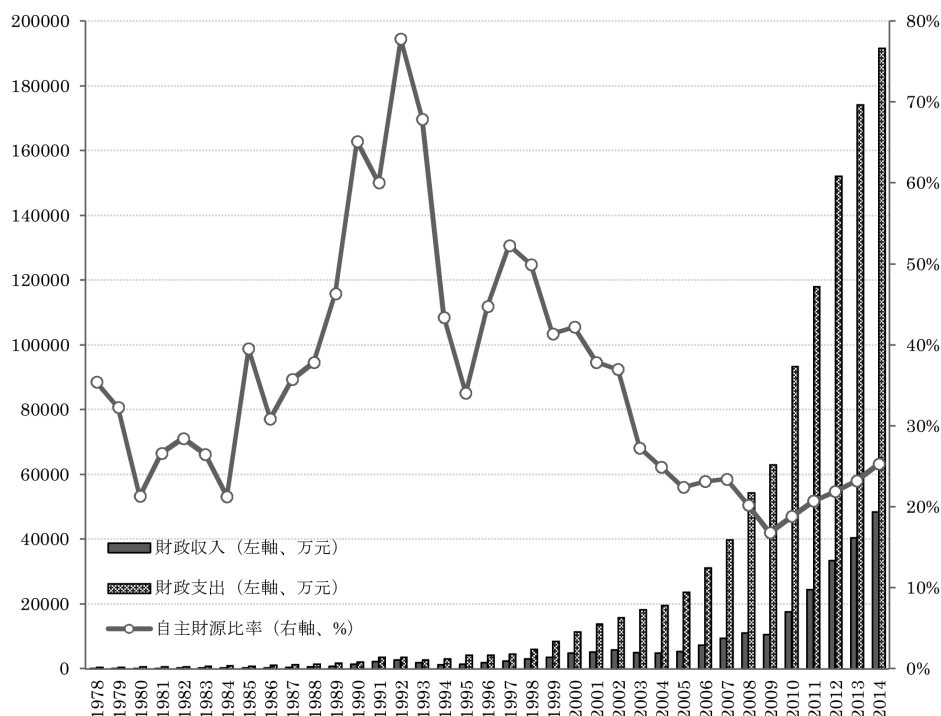


図3 鎮寧県における財政収支自主財源比率の推移（1978～2014）

出典：『鎮寧プイ族ミャオ族自治県国民経済和社会発展統計公報』（2009年～2014年）および『鎮寧プイ族ミャオ族自治県2014年予算執行状況および2015年予算草案の報告』より筆者作成。

鎮寧県の面積は、1717.2km²であり、そのうち、石漠化土地面積が640.06km²である。県内の総人口38.94万人（2014年）、少数民族が54%を占める。

2014年には、鎮寧県の県内総生産は、64.14億元（15.4%増）である。1人当たりGDPは22,548元で、約4,295米ドルとなり、対前年比4,231元増である。速報値によると、2015年には、74.73億元（16.0%増）であった。中国経済全体が減速している中、鎮寧県の成長率は貴州省をも越え、高い潜在力を示している。

図3に見るとおり、鎮寧県は財政力が弱い県であり、財政支出が収入を上回ってきているが、自主財源比率が2008年からやや高くなってきているため、財政力が強くなることを示している。

鎮寧県の財政について、近年の動きとしては、2014年には、鎮寧県の財政総収入は、216,625万元である。そのうち、公共財政予算収入は、48,500万元（19.77%増、黄果樹鎮除き）にすぎなかった。つまり、鎮寧県の公共財政収入構造では、上級政府（中央や省）からの補助金への依存度がまだ高く見られる。基金予算収入は、8,510万元で、当初予算の20.66%しか実現しておらず、73.66%減少した（その原因は、土地取引量の減少や、土地使用権の入札競売譲渡⁷⁾収入の滞納などによって、土地譲渡収入の急減をもたらしたという）。鎮寧県の財政支出状況については、財政総支出は195,258万元で、そのうち、一般公共財政予算支出は191,754万元（10.03%増）であり、基金予算支出は12,767万元（64.25%減）である（表6参照）。

表6 鎮寧県における公共予算と政府性基金予算収支（2014）

項目	金額（万元）
財政総収入	216,625
財政総支出	195,258
# 公共予算収入	48,500
税金	33,560
非税収入	14,940
上級政府からの財政移転金	146,837
# 公共予算支出	191,754
省、市政府への上納支出	1,980
政府性基金予算収入	8,510
政府性基金予算支出	12,767

出典：『鎮寧プイ族ミャオ族自治県2014年予算執行状況および2015年予算草案の報告』により作成。

2. 貴州省内における財政体制の変遷

貴州省の財政体制は、基本的には1994年に成立した「分税制」をもとに、2008年までに部分的に調整・改善してきた。以下の2点は分税制改革の原則として変わっていない。

- (1) 1993年の各級政府の既得利益を保証する。
- (2) 増値税税金の配分については、省に10%、県に15%配分して、地、州、市に配分しないとされる。

調整・改善したものとしては、以下の諸点が挙げられる。

- (3) 1996年より、国家級重点扶貧開発県（重点に扶助する対象として中央政府が指定した貧困県）に対し、増値税、土地増値税、城鎮土地使用税、資源税、国有土地使用権の譲渡収入の増加分を全額返還するとされた。
- (4) 2002年に行われた二つの所得税（企業所得税＝日本の法人税に相当、個人所得税＝日本の所得税に相当）配分改革以降、2003年より企業所得税については、中央：省＝60：40、個人所得税については、中央：市（州、地）・県＝60：40に配分された⁸⁾。
- (5) 2003年に行われた調整によって、国有土地使用権の譲渡収入の配分割合は、省：地・県＝10：90、土地使用税と資源税は、省：地・県＝30：70となり、土地増値税は、県に配分しないように改訂した。この調整前、すなわち1994年には、国有土地使用権の譲渡収入、土地増値税、城鎮土地使用税と資源税を、省と地（州、市）、県の共有収入として、省への配分率は50%であった。
- (6) 2003年より貴陽市と遵義市は両煙（紙巻タバコと葉タバコ）収入を省へ定率上納としていたが、定額上納に変更して、上納額は、貴陽市が4,263万元、遵義市が1,218万元とされる。
- (7) 2005年には、輸出税返還負担体制が整備され、7.5%の地方負担分は、省により全額負担するようになり、地・県の負担はなしとなった。

2009年から、貴州省の財政体制は大きな改革を迎えた。2009年には、貴州省財政庁は「中共中央國務院が地方政府の機構改革に関する意見」（中発〔2008〕12号）、「國務院が2009年中央予算と地方予算の編成に関する通知」（国発〔2008〕35号）、および「中共中央國務院が2009年農業の安定的発展と農民の持続的な増収の促進に関する若干意見」（中発

〔2009〕1号)に従い、「省直管県財政改革の推進に関する通知」(黔府弁発〔2009〕95号)を2009年10月9日に公表して、2009年より貴州省では市轄区と民族自治州の管轄県を除き、「省管県」改革を次第に実施することを決定した。

この改革の実施については、まず、食料、植物油の原料、生猪(生きている豚)の生産地となる県、三江源⁹⁾の生態保護にかかわる県、および資源枯渇都市範囲内の31の県(市・区)¹⁰⁾で、「省管県」体制を実施するとされた。それ以外の県(市・区)では、従来の財政体制を維持する。なお、計画としては、民族自治区を除き、2012年末までに「省管県」改革を全省へ広げるといふ。

この改革の主な内容は、「三項不変、五項到県」(三項不変＝「県(県級市を含め)の既得利益、市の県への支援、および債権・債務」は不変とされること。五項到県＝「収支予算、財政移転、資金調達、財務決算、事務配分」を省が直接に県に管轄すること)である。それを具体的にいえば以下のとおりである。

- (1) 現行の省と県(県級市を含め)との財政収支区分範囲をしばらく調整しない。
- (2) 省から下級政府への財政移転、税返還などについては、省財政が審査し、県(県級市を含め)に直接に交付する。専用補助金(特別移転交付金)も、県(県級市を含め)が直接に省財政および関連部門に申請し、省财政厅または関連部門が合同で県(県級市を含め)に交付する。なお、地級市財政は、省財政を通じて、引き続き県に財政移転金を交付することも可能である。
- (3) 財政予算・決算と財政諸表の作成については、県(県級市を含め)は、省財政収入増加分の見込みと現地の経済発展目標に合わせ、各自で本級財政収支予算と年末決算を作成する。地級市の財政部門は、市本級及ぶ所管県の予算、決算と予算執行諸表をまとめ、地級市の人大常務委員会に報告しなければならない。県(県級市を含め)財政予算の編成、調整、執行と決算は、直接に省财政厅に提出する。省が直接に管理する県については、財政統計諸表を、省财政厅に提出し、市財政に同報する。
- (4) 資金調達については、省財政が直接に県(県級市を含め)財政と繋ぎ、地級市と県との間の資金調達関係を廃止する。省財政が直接に県(県級市を含め)の資金「留解」(保留財源と上納資金)の比率を定める。予算執行中の資金は、省財政から直接県(県級市を含め)に配分する。
- (5) 財政決算については、省財政が各県(県級市を含め)におけるすべての年末財政決算項目を直接に審査する。市と県との間の決算項目については、年末に省財政の諸規定に従って、県(県級市を含め)財政と分別に処理する。
- (6) 債務返済については、各県が省財政を通じて借りた国際金融組織の貸付金、外国政府の貸付金、国債転貸資金、地方政府債権転貸資金、中央財政有償資金などは、相変わらず、省財政に返済する。各県が市財政あるいは直接市財政から借りた債務は、市財政が省財政に委託して処理する。各県は満期になった債務を直接に省財政が指定した返済口座に振り替えた後、省財政は各市と清算処理を行う。未償還の満期債権に対して、省財政が直接に県(県級市を含め)財政と清算し控除する。

その後、省、地級市および県の間、各共有税に関する配分率は、2013年4月26日に公表された「貴州省人民政府が分税制財政管理体制を一層改善することに関する通知」(黔府

発〔2013〕9号）によって新たに確定した（付表3参照、次の節に分析する）。

なお、「省管県」改革については、貴州省で2009年に実施したのは31の県（市・区）だけで、それらが貴州省所管の88県（市・区）の中で35%しか占めていない。その後、2013年までに「省管県」改革についてさらなる動きが見られなかったが、省内の政府間財源配分についていくつかの改革を行った。

2010年より、省政府は、貴陽市と畢節地区の発展に支持する体制政策を次々と打ち出している。とくに、2010年から2014年にかけて、中国移动通信貴州株式会社等13の企業に対して、2009年の企業所得税基数分を貴陽市に返還し、その以降の増加分について省と貴陽市は60：40の比率で配分するとされた。また、第十二次五ヶ年（2011-2015年）計画期間には、貴陽市と畢節市から省へ組み入れた土地使用権の譲渡収入を貴陽市と畢節市に全額返還する。そして、畢節市から省へ組み入れた排污費をも全額返還するとされた。

2012年末の期限を過ぎて、2013年より続いて省管県改革を42の県（市・区）¹¹⁾まで拡大しても、それが貴州省所管県全数の半分未満であったが、6地級市（貴陽市＝省都、畢節市、遵義市、銅仁市、六盤水市、安順市）はすべて実施されている。3自治州については、黔南ブイ族ミャオ族自治州には2県（三都県、平塘県）、黔東南ミャオ族トン族自治州には1県（雷山県）黔西南ブイ族ミャオ族自治州では未実施であった。そのうち、少数民族自治州の三都県、平塘県、雷山県の3県は自主的に参加したが、少数民族自治州を考慮したことが分かる。ただし、少数民族自治県の10県¹²⁾には、少数民族に対する考慮がなかったようである。

3. 鎮寧県財政体制の問題点

1994年の分税制改革は、国家レベルの貧困扶助重点県である鎮寧県に、財政収入増加分から配分額が著しく減少し、収入増加が緩慢になり、地方財力が弱くなることをもたらしたと思われる。2007～2011年の鎮寧県の「両税」（増値税と消費税）のデータを見るとおり、米金融危機の影響による収入減を別にするため2009年のデータを除いて、上級政府が鎮寧県に交付した「両税」還付収入を、中央と省に上納した「両税」額に比べると、「両税」還付額は「両税」上納額にそれぞれ40.43%、36.75%、46.03%、35.48%しか占めていないことが分かる。5年間に上納した「両税」額の累計は、23,807万元に達して、上級政府が鎮寧県に交付した「両税」の返還収入は、10,059万元に過ぎず、両者の差は13,748万元になる（図4参照）。

一般財政収入の増加が財力の強化に伴わない問題もある。

鎮寧県の一般予算収入は、2007年の7,948万元から、2011年の24,462万元に増加し、年平均増加率は30.28%に達するが、財力は、2007年の30,167万元から2011年の64,444万元にしか増加せず、年平均増加率は22.71%にすぎない。財力の平均増加率は、一般予算収入を約9%下回っている（図5参照）。その原因は図3に示したように自主財源の比率が低いからである。

財政の収支差が年々拡大する傾向にあり、自主財源は著しく低下している。県財政の自給能力が弱まっており、安定性が乏しく、地方支出は上級政府の財政移転に依存しすぎ、上級財政への依存度が次第に高まっている。

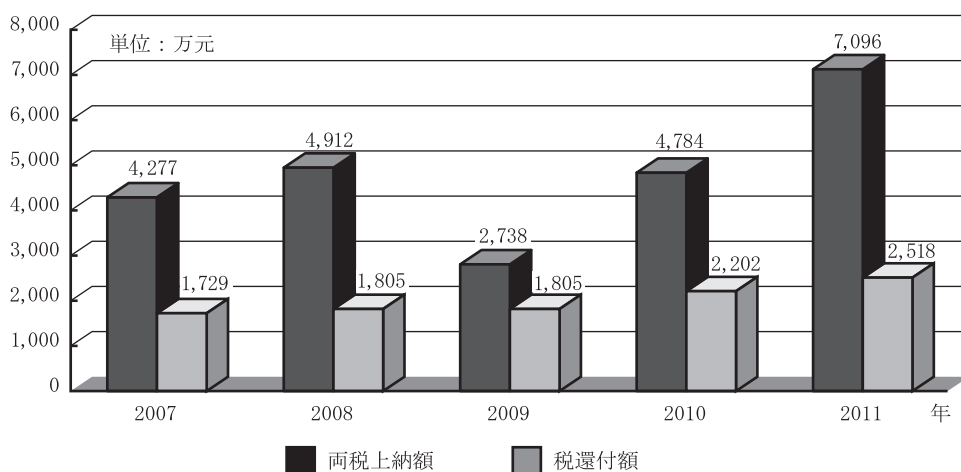


図4 両税上納額と税還付の推移（2007～2011年）

出典：『貴州統計年鑑』（各年版）、『鎮寧プイ族ミャオ族自治県国民経済和社会発展統計公報』（2008年～2012年）より筆者作成。

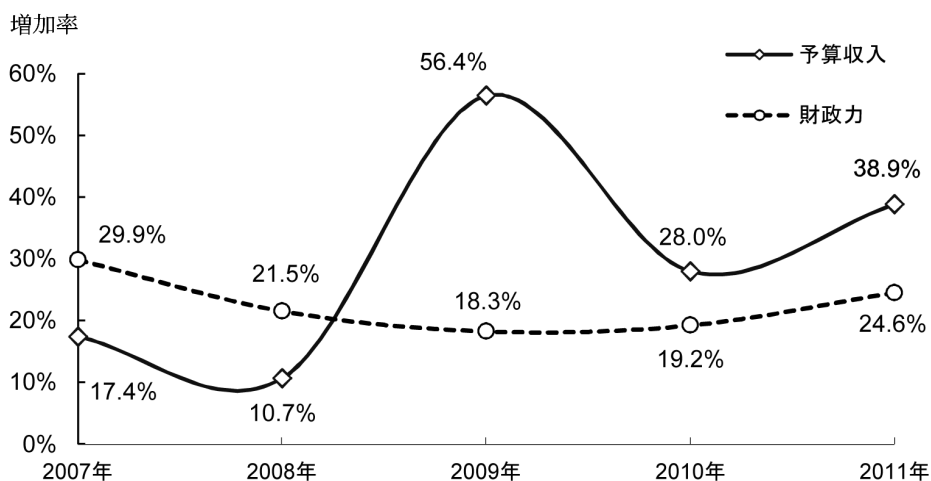


図5 鎮寧県における予算収入と財政力の増加率の推移（2007～2011）

出典：『貴州統計年鑑』（各年版）、『鎮寧プイ族ミャオ族自治県国民経済和社会発展統計公報』（2008年～2012年）より作成。

2007年以来、県財政の一般予算収入と一般予算支出の乖離は、年々拡大する傾向にあり、2007年、財政一般予算収入が一般予算支出を29,193万元下回り、また、2008年同42,271万元、2009年同56,282万元、2010年同75,079万元、2011年同93,587万元に達した。一方、一般予算収入が財政力に占める比重は、2007年から2011年の間、年平均30.82%に過ぎず、県財政の自給能力は著しく低いという。県の自主財源のみでは、地方経済発展とさまざまな社会事業の発展の需要を賄うことが難しく、財政支出が上級財政からの財政移転に大幅に依存していることが分かった。

中央および省、市が財政力の上方集中を更に強化することにつれ、県の財政の自給能力

が次第に弱まり、収支のギャップが拡大しつつあり、上級財政への依存度も高まる一方である。2010年に、鎮寧県は、公共財政予算収入が17,616万円で、公共財政支出が87,268万円であり、両者のギャップは69,652万円となった。2013年に、公共財政予算収入が40,494万円で、公共財政支出が174,274万円であり、両者のギャップは、133,780万円となり、2010年に比べ64,128万円増となった。県財政の自給能力が次第に弱まっていることにより、末端の財政が「等米下鍋¹³⁾」の窮境に陥っており、地方の社会・経済の発展にある程度影響を与えた。

国家の積極的な財政政策の実施、および、省の「拡内需・保増長・調結構・恵民生¹⁴⁾」政策の実施の実施につれ、各種の財政マッチング支出と法定支出が増えてきたが、新規の中央投資建設項目が一例のみである。また、中医院標準化建設、中心衛生標準化建設、郷鎮衛生院周転房建設、救急センター建設や公共衛生サービスなどのプロジェクトには、資金も必要である。県の財政支出の圧力が更に高まり、収支の矛盾がますます際立っている。

政府が重い債務を負い、財政リスクの防止と政府債務の解消などの任務が困難である。

県の財政力は限界があるため、地元の経済と各事業の発展を図るのに、鎮寧県政府は、多種の筹资¹⁵⁾・融資により、直接または間接的に大量な資金を借り入れ、比較的重い債務ができた。なお、債務支出は、ほとんど土地使用権の譲渡などの基金収入を財源として予算を作成したため、土地市場の軟調は、債務負担による地方財政の見えざるギャップを招く。政府の日常運営を賄える程度のぎりぎりの地方財政力は、債務の返済に使うと、「保賃金・保運営・保安定」の資金を流用することになり、財政基盤が揺らぐに間違いはない。

ハードな支出の増加、財源構造の単一、財政力の不足などの問題は、1人当たり手当・補助、公用経費の定額などの低下することを招く。2007年の賃金改革以来、公務員の手当・補助と業績賃金の規範化、辺遠地区の手当の充実などの措置が導入されたが、それに対し、中央財政は業績賃金改革と辺遠地区補助だけに補助金を交付し、それ以外は、県財政で賄うこととなった。部署予算が実施されて以来、機関公用経費の定額基準は、近年の物価高騰、公共サービスコストの増加などにより、既存の基準は、組織が日常的な運営に保障できなくなった。

農村税费改革財政移転金は、郷鎮機構の日常的な運営に必要な経費を大幅に下回っている。経済・社会のさらなる発展につれ、需要が増出しつつあるため、税费改革財政移転金の金額は、郷鎮組織の日常的な運営に満足できなくなった。

土地の石漠化問題は、深刻化しており、県の総土地面積に占める割合が37.2%に達した。貧困人口が総人口に占める割合が50%に近い。地理的に、南北に狭くて長く、長さは約138kmである。県財政が年平均100万円あまりの道路維持経費を支出している。公共サービスのコストが比較的高い。

財政移転の中の専用補助金の比重が過大で、県の自主財政権が弱まっている。

専用補助金の範囲が大きすぎ、ほぼすべての分野に触れており、一部の資金が分散的で、財政資金のスケールメリット（規模効応）を発揮しにくい。公共財政予算の中、専用補助金の比重が過大で、地方の自主財政権が比較的に弱化したことは、地方が地元の実情に合わせて効率的に資金を利用することに不利になる。そして、不安定な専用補助金の交付により、下級財政が上級財政からの財政移転を正確に予測することが難しく、年度予算を作成する際に、当年度の財政配置に編入できないため、予算の包括性と完成性に悪影響を与

えることになり、人民代表大会（議会に相当）による監督にも不利になる。

経済成長と高い関連度を持っている主要な税目（増値税、消費税、企業所得税、営業税の4税を指す）の増加分は、中央、省、市の財政にほとんど集中しているため、地方が経済を発展する積極性に一定の悪影響を与えた。企業増値税、所得税、営業税は、中央、省、市と県が共有し、中央と省の配分率が比較的大きい。消費税は全額中央財政に編入される。そのため、税収増加量の大部分は中央と省に集中している。その原因は、張忠任（2009）が税還付の分析を通じて解明している¹⁶⁾。

貴州省では、1994年の分税制改革を実施して以来、省財政と県の間には配分する税目は、従来の増値税、資源税、城鎮土地使用税の3税から、増値税、営業税、企業所得税、個人所得税、資源税、城鎮土地使用税の6税に拡大した。

地級市と県の間には増値税、営業税、企業所得税、個人所得税、資源税、都市維持建設税、城鎮土地使用税、耕地占有税、契約税の9地方税について配分する。

鎮寧県は、2009年より「省管県」改革を実施した県の一つである。

しかし、鎮寧県にとっては、「省管県」体制の下での税源配分によって県の収入に逆に不利な影響があると思われる。とくに、2012年には鎮寧県が中央、省、市に上納した税収額（増値税、消費税、企業所得税および個人所得税）は22,945万元であって、鎮寧県税収総額の28.13%を占めており、2013年には中央、省、市に上納した税収額は25,452万元であり、鎮寧県税収総額に占める割合が32.67%に上昇した。2014年予算にも、鎮寧県が中央、省、市に上納した税収額は35,005万元とされ、鎮寧県税収総額に占める割合がさらに40.31%に上昇する見込みである（2014年の決算額はまだ公表していない¹⁷⁾）。それは2012年に比べて12.18%上昇することが分かる。

そして、一部の税収は、本社の所在地に徴収されたこともある。例えば、鎮寧県タバコ会社が納付するすべての税金は、安順市政府が所在する西秀区により徴収される。北盤江電力株式会社董菁発電所が納付する所得税は、貴陽市により徴収される。それも、中央、貴州省、安順市の財政収入の割合が高まりつつ、鎮寧県税収の割合が下がりつつある原因の一つとなる。

つまり、2009年の「省管県」改革より、鎮寧県は税源配分で強くなっていないことが分かる。それはなぜだろうか。そして、この点について鎮寧県は貴州省で特例になるのか。

図6に見るとおり¹⁸⁾、省内の税源配分では、県の割合が40%から50%に上昇しているが、2013年よりやや低下したことが見られる。その原因としては、2013年4月の「貴州省人民政府が分税制財政管理体制を一層改善することに関する通知」による影響が考えられる。

この改革では、付表3のデータに見るとおり、2013年から省、地級市および県の間における税源配分率は変更された。とくに増値税には5%：5%：15%（中央は75%）、その他の企業の企業所得税および利息所得税以外の個人所得税には8%：8%：24%（中央は60%）、その他企業の営業税には20%：20%：60%、資源税および都市土地使用税にも20%：20%：60%と配分されることが分かる。

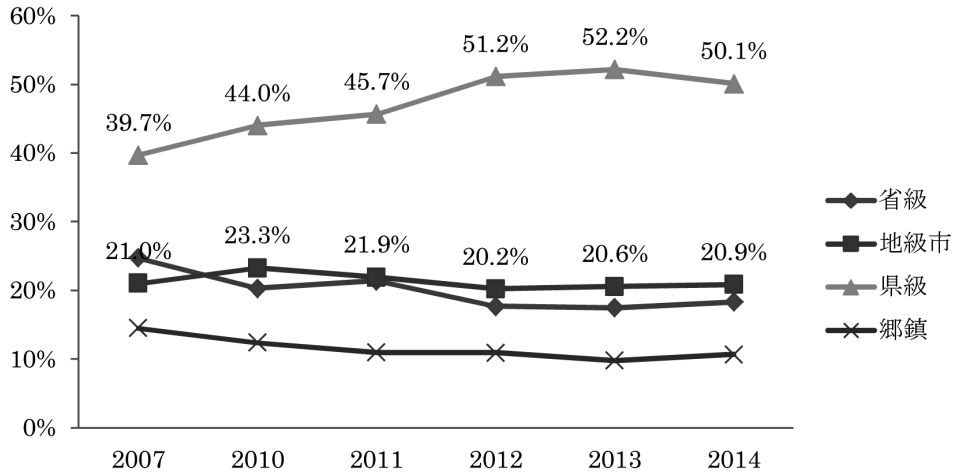


図6 貴州省における分級財政収入構成比の推移
出典：『貴州統計年鑑』（各年版）より筆者作成。

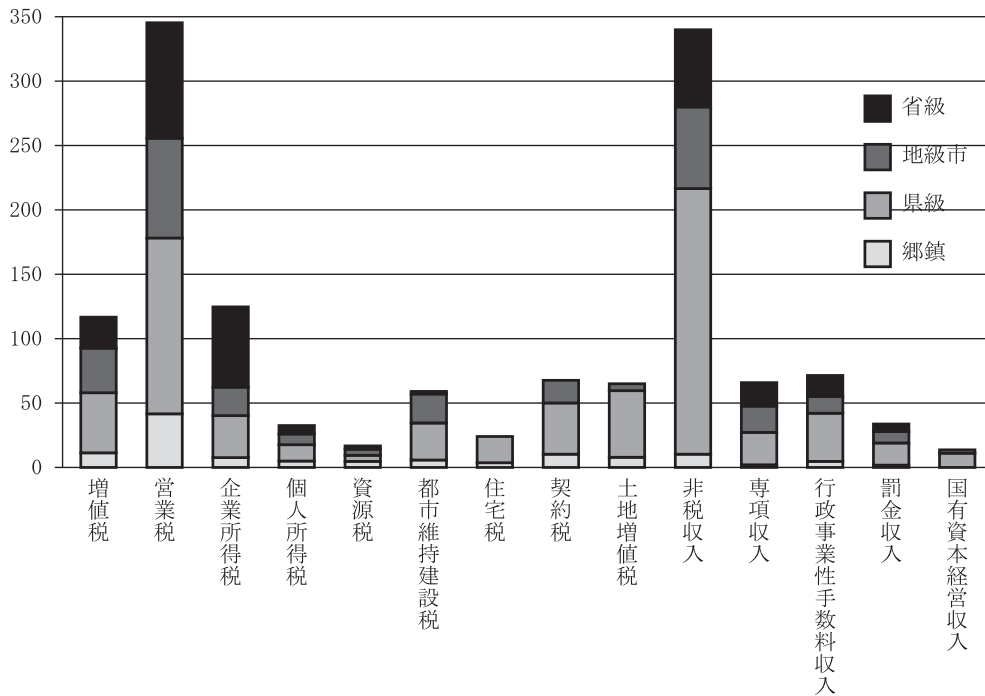


図7 貴州省分級公共財政収入の構成（2014年）
出典：付表2のデータにより作成。

また、この改革によって、図7に示したように、2014年の県級財政にとっては、主要な財源は営業税と非税収入である。営業税と非税収入はそれぞれ県財政収入の19.9%と30.1%を占め、計50%となる。ただし、営業税は2012年の20.8%より0.9%減少し、非税収入は、2012年の38.3%より8.2%減少した。つまり、県級財政収入の構成は変わった。とくに、非税収入は不安定であるので、その構成比の低下は県級財政に有利になると思える。

そして、この改革によって、表7に示したように、県級財政にとっては、非税収入は1.0%増になっても、0.4%減による税収鈍化が重くて、相殺できないため、税収減は県級財政収入構成比が低くなる主要な要因となる。具体的にいえば、主要な税目では、増値税だけ4.8%増で、営業税、企業所得税、個人所得税はそれぞれ-5.1%、-9.5%、-13.5%になって、税額が少ない住宅税（2014年貴州省全税収の2.3%）と土地増値税（2014年貴州省全税収の6.3%）における県級構成比はそれぞれ32.9%、18.6%増大したが、影響は薄かった。これに対して、地級市財政収入では、税額が大きい増値税の構成比が15.9%増になった影響は高い。

したがって、貴州省の2013年の財政改革は県の財政を強めるものではなくて、地級市の財政をやや改善したことが分かる。少数民族が多い省としては、このような改革は適切かもしれないが、「省管県」体制の「拡権強県」（県の権限拡大を通じて県の経済を強めること）という意図からやや離れたといえる。鎮寧県の財政は実例として貴州省の県級財政の現状を見せている。

さらに、図7に見るとおり、貴州省全体の財政収入も営業税と非税収入により支えられている。しかし、2016年より営業税は共有税である増値税へ移行するため、県級財政の収入減をもたらすはずである¹⁹⁾。非税収入のほうは不安定で、財政リスクが高い。したがって、県級財政を強める可能性を展望しがたい。

表7 貴州省財政収入項目別構成比の変化 (%)

	県級			地級市		
	2014年	2012年	増減	2014年	2012年	増減
税収	46.6%	47.0%	-0.4%	21.6%	20.3%	1.2%
増値税	39.7%	34.9%	4.8%	29.0%	13.1%	15.9%
営業税	39.6%	44.7%	-5.1%	22.6%	19.5%	3.0%
企業所得税	25.8%	35.4%	-9.5%	17.7%	20.6%	-2.9%
個人所得税	41.8%	55.3%	-13.5%	24.6%	21.1%	3.5%
資源税	32.7%	33.7%	-1.0%	21.1%	11.7%	9.4%
都市維持建設税	49.7%	47.4%	2.2%	39.9%	43.2%	-3.3%
住宅税	84.6%	51.7%	32.9%	0.0%	36.7%	-36.7%
契約税	58.4%	63.7%	-5.2%	26.0%	28.5%	-2.5%
土地増値税	80.5%	61.9%	18.6%	7.1%	25.3%	-18.2%
非税収入	60.7%	59.8%	1.0%	18.7%	20.0%	-1.2%
専項収入	38.6%	43.5%	-4.9%	32.4%	24.6%	7.8%
行政事業性手数料収入	53.9%	58.6%	-4.8%	18.7%	17.4%	1.3%
罰金収入	55.3%	61.5%	-6.2%	25.5%	19.9%	5.6%
国有資本経営収入	83.7%	87.3%	-3.5%	16.3%	11.3%	5.0%

出典：『貴州統計年鑑』（2013-2015年版）により作成。

おわりに

本稿は、貴州省、安順市および鎮寧県の経済・財政の概況を考察した上で、それぞれの財政体制の変遷を検討し、データ分析を通じて、鎮寧県を事例に「省管県」体制の実態を分析した。本稿を通じて明らかになった点はおおよそ以下のとおりである。

税源配分については、省財政、地級市および県の間における税源配分率は「省管県」体制の下で県に有利になりそうであるが、省財政に留保され配分されないものもあるし、企業所得税は本社所在地に取られることもある。

また、張忠任（2009）ですでに解明したように、税還付には集権的目的が隠れて、中央財政は両税の増分から毎年かなりの税額を集中したのである。表面には、両税（増値税と消費税）の増額から地方財政への配分率は30%とされたが、事実上年々減少してきており、2014年にはすでに1.9%に低下した。このような税還付の方法を通じて、1995～2014年の間に、中央財政は地方財政から計8,872億元集中したのである。このような見えない税源集中は、鎮寧県もその影響を受けるはずである。

一般的には、「省管県」体制を実施する目的は県の経済を強めることにある。しかし、県の経済力や財政力が弱いならば、逆にその財政に自主財源について不利を招くことが可能である。また、少数民族地域が多い貴州省にとっては、地級市の財政ガバナンスが必要であるか、そして「省管県」体制の適性を問うべきである。「省管県」体制を実施した鎮寧県自身も少数民族地域であるので、このような実例をさらに追跡調査する価値がある。

本研究はJSPS科研費 JP23402036の助成を受けたものである。

注

- 1) 「市管県」体制から「省管県」体制への移行改革については、張 忠任（2016）をご参照ください。
- 2) 楊 志勇（2014）をご参照ください。
- 3) 貴州省人民政府HP『貴州概況』（<http://www.gzgov.gov.cn/dcgz/>）により引用。
- 4) 貴州省は、中国の1人当たりGDPランキングでは、2013年までに最下位をとり続けてきたが、2014年より甘粛省を超え、最下位からの2位に躍進した。
- 5) 政府性基金は、「政府非税収入」に属する。「政府非税収入」とは、税収以外に、各レベルの政府、国家機関、法人機関、政府職能を代行する社会团体およびその他の経済組織が、法律に従って、政府権力、政府信用、国家資源、国有資産を利用するか、または特定の公共サービス、準公共サービスを提供するために取得した財政資金であると中国財政部総司は定義している。政府性基金財源としてはいわゆる国有地使用権譲渡金（土地譲渡金収入）を中心とする。中国では、2010年より政府性基金予算も新設されたのである。
- 6) 県内の黄果樹鎮は、観光名所であるので、安順市に直接に管轄される。
- 7) 中国語でいえば、「掛牌出讓」という。
- 8) 企業所得税配分改革後、まだ多くの課題が残っている。例えば、貴州省では、企業所得税配分改革後においても企業所得税が依然として企業の従属関係で配分されることがあるため、2001年には財政部「所得税収入配分改革」の規定に適合しないと指摘されている。

また、複数の地域にわたって活動している企業に対する企業所得税の徴収・管理に規範性が欠けており、支社所在地に税収を配分していないことも存在する。それは、2008年に財政部が公表した「複

数の省にわたって活動する企業に対する企業所得税の配分および予算管理の暫定弁法」および、2012年財政部が企業所得税の本支社配分についての具体的な規定に適合しないと思われる。そして、本支社の所在地を無視して企業所得税を貴陽市だけに配分することには、公平性に欠けている。

- 9) 長江、黄河および瀾滄江の源を指す。
- 10) 盤県、遵義県、桐梓県、綏陽県、湄潭県、鳳岡県、餘慶県、仁懷県、習水県、正安県、道真県、務川県、平壩県、普定県、鎮寧県、畢節県、大方県、黔西県、金沙県、織金県、威寧県、松桃県、石阡県、印江県、思南県、徳江県、六枝特区、水城県、納雍県、赫章県、万山特区。
- 11) 2009年にすでに「省管県」体制を実施した31の県（市・区）に、赤水市、江口県、玉屏県、沿河県、紫雲県、関嶺県、開陽県、修文県、息烽県、清鎮市の10県（市）および三都県、平塘県、雷山県の3県を加え、区になった万山区を除くと42県（市）になる。
- 12) 畢節市が所管する威寧イ族回族ミャオ族自治県、遵義市が所管する道真コーラオ族ミャオ族自治県、務川コーラオ族ミャオ族自治県、銅仁市が所管する玉屏トン族自治県、松桃ミャオ族自治県、印江トゥチャ族ミャオ族自治県、沿河トゥチャ族自治県、安順市が所管する鎮寧プイ族ミャオ族自治県、紫雲ミャオ族プイ族自治県、関嶺プイ族ミャオ族自治県。
- 13) 「等米下鍋」とは、ご飯を作るためのお米を待っていることを指すが、ここで、経費の窮屈を例える表現である。
- 14) 「拡内需・保増長・調結構・惠民生」とは、内需拡大・経済成長維持・構造調整・民生重視を指す。
- 15) 筹资とは、資金を工面すること。
- 16) 税還付とは、すべて中央財政に納入した増値税（付加価値税）を一定の割合で地方財政に還付することである。ただし、単純な還付ではなく、そこには、集権の目的が含まれている。中央財政は税還付を通じて地方財政からかなりの財源を集中している。張 忠任（2009）を参照。
- 17) 以上は、『鎮寧プイ族ミャオ族自治県国民経済和社会発展統計公報』（2009年～2014年）『鎮寧プイ族ミャオ族自治県2014年全県財政決算草案報告』により計算されたのである。
- 18) 具体的な数値は付表2を参照。
- 19) 増値税は、付加価値税として、物品の販売、加工・修理などのサービスの提供、貨物の輸入について課税し、基本税率は17%であるが、糧食、食用植物油、水道、飼料、化学肥料、農薬、農機道具など一部の商品の税率は13%である。営業税は、サービスの提供、無形資産の譲渡、不動産の販売について課税し、基本税率は3%または5%で、娯楽産業の税率は5%、10%、20%のいずれかである。増値税の税率は営業税の税率より高そうに見えるが、営業税には重複課税などが存在するため、営業税は増値税へ移行すると、企業の税負担減になると思われる。この点もこの改革を実施する目的である。

参考文献

- 王 朝才、趙 全厚、張 立承、許 文、龍 小燕「貴州、広西財政改革と運行に関する調査研究と思考」『財政科学』2016年1号。
- 財政科研協作課題組（代表者：王 朝才）「事務権限と支出責任にふさわしい財政体制構築について」『公共財政研究』、2015年第2号。
- 朱 方嬌、楊 慶山、李 梅芳「省管県改革の影響要素の分析」『黑河学刊』2015年7号。
- 鍾 曉敏、操 世元「省直管県改革：起因、経路と行方」『財經論叢』、2011年第6号。
- 張 会龍、郭 廷廷「西部地区における省管県財政体制改革に関する研究の論評」『経済問題探索』

2015年4号。

張麗華、李保春、張蓄「“省直管県”財政体制改革のリスクに関する理論的探索」『中国財政』2013年22号。

張麗華、張蓄「西部地区における“省直管県”財政体制改革によるリスクの生成、伝導および予防—雲南省を事例に一」『地方財政研究』2013年12号。

張忠任「中国の政府間財政関係改革の趨勢：分税制の変容」『総合政策論叢』Vol.12、2009年。

張忠任「中国における政府間財政関係の変質と多次的展開」『総合政策論叢』、Vol.31、2016年。

陳志勇、張忠任、金紅実「中国の財政体制改革と問題点」『総合政策論叢』、Vol.27、2013年。

皮建才「省管県の市管県に関する比較制度分析」『中国経済問題』2015年6号。

楊志勇「財政の“省直管県”改革を市と県の財力競争から外せよ」『中国党政幹部トリビューン (Chinese Cadres Tribune)』2014年7号。

『安順市2014年全市和市級財政予算執行状況および2015年全市和市級財政予算草案報告』

『安順市2015年全市和市級財政予算執行状況および2016年全市和市級財政予算草案報告』

『貴州統計年鑑』（各年版）

『貴州省国民経済と社会発展統計公報』（2009年～2015年）

『貴州省2014年予算執行状況および2015年予算草案の報告』

『貴州省2015年予算執行状況および2016年予算草案の報告』

『鎮寧ブイ族ミャオ族自治県国民経済和社会発展統計公報』（2009年～2014年）

『鎮寧ブイ族ミャオ族自治県2014年全県財政決算草案報告』

『鎮寧ブイ族ミャオ族自治県2014年予算執行状況および2015年予算草案の報告』

付表

付表1 貴州省財政収入の分級データ

単位：億元	省級	地級市	県級	郷鎮
2007	70.6	60.0	113.2	41.3
2010	108.3	124.3	235.0	66.2
2011	165.3	169.5	353.3	84.9
2012	179.5	204.8	518.9	110.8
2013	211.0	248.1	629.4	117.9
2014	250.3	285.1	685.2	146.1

付表2 貴州省分級公共財政収入の詳細（2014年、億元）

項目	英文	省級	地級市	県級	郷鎮	合計
一般公共予算収入	Public Financial Revenue	250.3	285.1	685.2	146.1	13,66.7
税収	Tax Revenue	190.2	221.4	478.7	136.4	10,26.7
増値税	Value Added Tax	25	33.9	46.5	11.6	117
営業税	Business Tax	89.5	77.7	136.3	41	344.5
企業所得税	Company Income Tax	61.8	21.9	32	8.1	123.8
個人所得税	Individual Income Tax	6.5	8	13.6	4.4	32.5

資源税	Resource Tax	3.4	3.6	5.6	4.5	17.1
都市維持建設税	City Maintenance and Construction Tax	0.3	23	28.6	5.7	57.6
住宅税	House Property Tax	0	0	19.8	3.6	23.4
契約税	Deed Tax	0	17.4	39.1	10.4	66.9
土地増値税	Land Appreciation Tax	0	4.6	52	8	64.6
非税収入	Non-tax revenue	60.1	63.7	206.5	9.7	340
専項収入	Special Program Receipts	17.3	21.1	25.1	1.6	65.1
行政事業性手数料収入	Charge of Administrative and Institutional Units	14.9	13.2	38.1	4.5	70.7
罰金収入	Penalty Receipts	5.8	8.5	18.4	0.6	33.3
国有資本経営収入	State-owned Assets Profit	0	2.1	10.8	0	12.9

付表3 貴州省における税源配分の詳細（2013）

税 収	中央	省級	地級市	県級
消費税	100%			
関税	100%			
車両取得税	100%			
船舶トン税	100%			
増値税	75%	5%	5%	15%
企業所得税				
中央留保企業所得税	100%			
茅台集団、中煙集団、瓮福集団、盤江集団の企業所得税	60%	40%		
中央から貴州省に委譲した企業の企業所得税	60%	40%		
中央から貴州省に委譲した企業の企業所得税（予納分）		当年実額の100%		
その他の企業の企業所得税	60%	8%	8%	24%
企業所得税の還付分				
中央保留企業所得税退税	100%			
茅台集団、中煙集団、瓮福集団、盤江集団企業所得税退税	60%	40%		
中央原下划中国移动通信等13户企业企业所得税退税	60%	40%		
中央から貴州省に委譲した企業の企業所得税（予納の還付分）		当年還付分実額の100%		
其他企业企业所得税退税	60%	8%	8%	24%
個人所得税				
貯金利息所得税	60%	40%		
その他の所得税	60%	8%	8%	24%
営業税				
中央金融保険営業税	100%			
省内重点交通施設建設プロジェクト営業税		100%		
中央の規定により貴州省に納入する鉄道運輸企業営業税		100%		
その他営業税		20%	20%	60%
資源税		20%	20%	60%
都市土地使用税		20%	20%	60%
都市維持税建設税				

中央の規定により貴州省に納入する鉄道運輸企業都市維持税建設税		100%		
その他都市維持税建設税			20%	80%
耕地占用税			20%	80%
契約税			20%	80%
住宅税				100%
印紙税				100%
土地増値税				100%
車船税				100%
たばこ税				100%
その他の税収				100%

出典：『貴州統計年鑑』（各年版）、『貴州省国民経済と社会発展統計公報』（各年）および「貴州省人民政府が分税制財政管理体制を一層改善することに関する通知」により作成。

キーワード：市管県、省管県、安順、税還付

(ZHANG Zhongren, CHEN Xian, SUN Meng)